

令和7年7月
大阪港湾局

大阪港湾局主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて

大阪港湾局発注工事のうち、大阪府が専ら管理する港湾若しくは海岸等に関する工事を対象とします。(大阪港湾局のうち、泉州港湾・海岸部、計画整備部計画課計画調整担当、計画整備部振興課利用促進担当が発注する工事)

「主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて（令和7年6月30日大阪府）2 監理技術者等の取扱い（2）」に規定する「建設工事の内容により、専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等の配置を認めない場合」については下記のとおりです。なお、「特例監理技術者の取り扱いについて（令和3年3月大阪港湾局）」は廃止します。

記

1 専任特例2号の配置を認めない建設工事

（1）大規模工事

- ・ 予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事（プラント電気工事を除く）

（2）監理技術者の実績を求める工事等

- ・ 入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※
- ・ 総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※

※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

なお、専任特例2号の配置を認めない建設工事か否かについては、入札公告に示します。

【問い合わせ先】

大阪港湾局
泉州港湾・海岸部
総務振興課
TEL 0725-21-7216